

北栄町と小田急電鉄株式会社との包括連携に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効活用することにより、地域の魅力発信や人材育成の振興をはじめとする安心・安全で豊かなまちづくりを進め、もって住民生活の質の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に連携して取り組むものとする。

- （1）地域資源の魅力発信による地元製品の販売と広域からの誘客に関すること。
- （2）地域資源を活用した新たな観光体験の企画開発に関すること。
- （3）地域社会の活性に寄与する人材育成の推進に関すること。
- （4）地域住民のウェルビーイング向上に関すること。
- （5）その他、目的達成のため必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に効果的に取り組むため、随時、協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定の有効期間は延長され、以降についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対し1ヶ月前までに書面による申し入れを行うことにより、本協定の有効期間内であっても、本協定を解約することができる。

3 甲及び乙は、本協定を解約しようとするときは、その申し出の時点で継続中の取組がある場合には、甲及び乙は、当該取組の継続又は終了について誠実に協議する。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(管轄裁判所)

第6条 本協定について紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、円満に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 11 月 29 日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長

手嶋 俊樹

乙 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役

鈴木 滋